

(別紙 2)

リスク分担表(案)

リスクの種類	リスクの内容		負担者		リスク分担の考え方
			市	運営権者	
事業移管	実施契約上の本事業開始日に本運営事業を開始できなかったことで、業務開始に係る準備費用の損失が発生	市が、実施契約上の開始条件を充足できなかった	○		・市帰責のため、市及び運営権者に生じた損害は市が負担
		運営権者が、実施契約上の開始条件を充足できなかった		○	・運営権者帰責のため、市及び運営権者に生じた損害は運営権者が負担
		不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因	○	○	・双方に帰責性のない場合は双方に生じた損害を各自が負担するとの考え方により、運営権者に生じた損害は運営権者が負担
不可抗力 自然災害、人為的事象（テロ、戦争、暴動等）、放射能汚染等正常な事業の実施を妨げるもの（通常予見可能なものを除く）	不可抗力事象の発生により、運営権設定対象施設の物理的損壊が生じた場合	工業用水道事業費補助金交付要綱に定める国庫補助金交付がない程度の災害		○	・国庫補助金交付がない程度の災害は、平時における維持管理の範囲とする
		上記以外の不可抗力	○		・市は、施設所有者として費用を負担 ・運営権者は復旧活動等、対応に係る役務を提供 ・国庫補助金が受けられる場合は、市より請求（運営権者は請求手続きに協力）
老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	事業開始後の1年間に運営権設定対象施設及び運営権者への引き渡し対象資産に欠陥・損傷等が発見された場合（運営権者の故意又は重過失に起因すると見なされる場合を除く）		○		・市の過去からの維持管理や運転によるところが大きいと考えられるため、市が負担 ・事業期間中に市から運営権者へ引き渡す資産についても対象
	事業開始後又は資産引き渡し後1年以降の施設の損壊等			○	・事業運営に係るリスクとして運営権者が負担 ・経営努力をもってしてもなお吸収できないと判断される場合、運営権者は、市と事業方針について協議を行うことができる
	運営権者から市への引き渡し対象資産及び事業終了後に運営権者から市へ引き渡された運営権設定対象施設に、引き渡し後1年間で、欠陥・損傷等が発見された場合（運営権者の故意又は重過失に起因すると見なされる場合は10年間）			○	・運営権者の事業運営によるところが大きいと考えられるため、運営権者が負担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
		市	運営権者	
	第三者による施設・設備の損傷又は管路の漏水		○	・運営権者が負担するものの、原因者に発生した費用を求償できる
管路における大規模漏水	事業開始後の１年間の管路における大規模漏水が発生した場合に要する費用（第三者損害を含む）	○		・市の過去からの維持管理や運転によるところが大きいと考えられるため、市が負担
	事業終了後の１年間の管路における大規模漏水が発生した場合に要する費用（第三者損害を含む）		○	・運営権者の事業運営によるところが大きいと考えられるため、運営権者が負担
法令変更	公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される法令、通知、条例等の変更であって、運営権者に不当な影響を及ぼすもの	○		・運営権者のみに影響を及ぼすため、公営である場合とのイコールフットイングの観点から市が負担
	上記以外で事業法をはじめとする工業用水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更		○	・事業法上の責任を負う事業者に等しく適用されるため、運営権者が負担
	工業用水道事業等のみならず、広く一般的に適用される法令・通知等の変更		○	・全ての事業者等に等しく適用されるため、運営権者が負担
税制変更	公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される税制の変更であって、運営権者に不当な影響を及ぼすもの	○		・法令変更と同様の考え方による ・実施方針条例の改正が必要となる税制改正がある場合、市が条例を改正
	上記以外で工業用水道事業等に直接関係する税制の変更		○	
	工業用水道事業等のみならず、広く一般的に適用される税制の変更、新税の導入		○	
第三者損害 （施設・設備系の損傷・瑕疵に起因するものを除く）	運営権者が行う工事等に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事等の中断、遅延、施設の物理的破損、事業期間の変更等		○	・運営権者の実施した業務、事業に起因する第三者損害は運営権者がすべて負担
	任意事業等のため運営権者が建設した施設が存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害		○	・運営権者の実施した業務、事業に起因する第三者損害は運営権者がすべて負担
	運営権者の事業遂行上の過失によって第三者の身体・財産に損害を及ぼす上記以外の不法行為		○	・運営権者の実施した業務、事業に起因する第三者損害は運営権者がすべて負担
工業用水道施設の利用者との関係	本運営事業を運営権者が実施するという事実により避けることのできない反対運動や訴訟等	○		・当該リスクを回避するためには、本運営事業自体を取りやめるほかなく、当該リスクを最もよく管理できる市が負担
	上記以外		○	・事業運営に係る利用者への説明責任は、事業者である運営権者が負担

リスクの種類	リスクの内容		負担者		リスク分担の考え方
			市	運営権者	
金利・為替変動	金利上昇、為替変動による資金調達に要する利息の増加	通常想定される金利・為替変動		○	・通常想定される金利・為替変動は運営権者が負担
		運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲	○		・市は、運営権者と協議の上、事業方針に係る判断を行う
需要の変動	利用者の減少、水の合理的利用の進展等に伴う水需要の減少による利用料金収入の減少	通常想定される範囲		○	・通常想定される需要の減少は運営権者が負担
		運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲	○		・市は、運営権者と協議の上、事業方針に係る判断を行う
事業費変動（物価変動等）	物価変動等によるコストの増加	通常想定される範囲		○	・通常想定される事業費の増加は運営権者が負担
		運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲	○		・市は、運営権者と協議の上、事業方針に係る判断を行う
許認可	事業実施のために必要な許認可の遅れや取得できなかったことによる事業内容の変更	市に帰責性がある場合（道路管理者への道路占用許可で、市の調整が遅延した場合）	事業費変動リスク参照（通常想定される事業費の増加は運営権者が負担）		
		運営権者に帰責性がある場合（警察への道路使用許可で、運営権者の調整が遅延した場合等）		○	
資金調達	運営権者による資金調達の失敗			○	
計画変更	市の要請、他事業との調整等に応えるための事業計画の変更等に起因する事業内容の追加等による費用の増加	事業内容の変更等、市の事情による場合	○		・市が一度承認した計画について、市の事情により変更したことで事業費が増加した場合は市が負担
		道路管理者等の施設管理者の指示や他事業との調整等、工業用水道事業にあたって想定される事象による場合		○	・道路管理者の指示による計画変更など、本運営事業執行にあたって計画変更が通常予測されるものについては、運営権者が負担

リスクの種類	リスクの内容		負担者		リスク分担の考え方
			市	運営権者	
水量・水圧・水質異常	新たな水資源の開発が必要となるほどの恒常的な原水の不足		○		・水利使用許可申請等の水源確保に向けた検討を行うなど、市が負担
	夏場などの一時的な水量不足であって、運営権者の事業実施にあたり通常想定される範囲のもの			○	・事業運営に係るリスクとして運営権者が負担
	淀川原水に関する水質悪化	一時的な悪化であり、経営努力により、事業の継続性が確保できる場合		○	・事業運営に係るリスクとして運営権者が負担
		上記以外（恒常的な悪化等）	○		・恒常的な淀川原水の水質悪化は、市が負担
	浄水場、配水場及び管路において、日常の水質管理業務で対応すべき範囲の水質悪化			○	・事業運営に係るリスクとして運営権者が負担（注１）
業務中断・不能	工業用水道事業の中断、又は遂行不能	市の帰責によるもの（運営権設定外の施設・設備に起因する場合等）	○		・市帰責のため市が負担
		上記以外（例）再委託業者との調整ミス、他埋設物管理者の維持保全上の事故		○	・市の事由によらない場合は、工業用水道事業実施に当たって通常想定されるリスクとして運営権者が負担（注１）
料金	料金不払いによる減収			○	・利用料金債権は運営権者に帰属するので運営権者が負担
	市と運営権者の協議に基づく料金上限の改定手続の遅延		○		・条例が改正しない場合、市と運営権者は、事業計画の変更等について協議を実施
	値上げ等の料金変更に係る顧客との交渉決裂の場合等			○	・事業運営に係るリスクとして運営権者が負担
測量・調査	環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）又は大阪市環境影響評価条例（平成 10 年大阪市条例第 29 号）に定める環境アセスメントの対象となった場合等			○	・事業実施に伴う法令上の義務であり、運営権者が負担
	地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加		事業費変動リスク参照（通常想定される事業費の増加は運営権者が負担） 第三者からの依頼による支障移設にかかる費用のうち、別途契約において当該第三者が負担するものを除く		
技術の陳腐化	本事業開始当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となった場合		事業費変動リスク参照（通常想定される事業費の増加は運営権者が負担）		
	本事業開始当初の技術は陳腐化していないものの、市の要請に基づき、新技術を導入する場合		○		・市の要請に基づくため、市が負担

リスクの種類	リスクの内容		負担者		リスク分担の考え方
			市	運営権者	
契約解除	予定通り事業を継続することができた場合に比べ、契約解除することにより運営権者に追加費用や損害が発生	市の事由による契約解除	○		・市帰責のため、市及び運営権者に生じた損害は市が負担
		運営権者の事由による契約解除		○	・運営権者帰責のため、市及び運営権者に生じた損害は運営権者が負担
		不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除	○	○	・双方に帰責性のない場合は双方に生じた損害を各自が負担するとの考え方により、運営権者に生じた追加費用や損害は運営権者が負担

注１）ただし、運転管理及び水質管理業務を市（上水）へ業務委託する場合は、業務委託契約においてリスク分担を整理。

注２）本表において、「市」は「市水道局」をさす。